

動物実験における倫理の原則

- 1、動物実験に代替する実験方法がない場合にのみ動物実験を行う。
- 2、動物実験においては、生命を用いて実験を行っていることを常に意識し、動物に対して愛情と感謝の気持ちを持って接しなければならない。
- 3、動物が被る苦痛の程度より研究の意義の方が大きいと判断されなければ動物実験を行ってはならない。
- 4、研究目的に適合した動物を実験に使用する。
- 5、実験に使用する動物の数は最小限にする。
- 6、実験者は、動物に対し不必要な苦痛を与えてはならない。不必要な苦痛は、実験成績の信頼性を低下させることにもつながる。
- 7、苦痛を伴う実験においては、苦痛の強さと持続時間が最小となるよう努力しなければならない。
- 8、予想に反して軽減できない重度の苦痛を被っていると推定される場合には、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年3月27日総理府告示第6号）に定める処置により、直ちに安楽死処分しなければならない。
- 9、毒性試験、感染実験、悪性腫瘍に関する実験等においては、動物が死にいたる前に実験が終了する方法を講じることを目標とする。
- 10、実験手技の検討において、研究者は実験手技の経済性や容易さを基準にするのではなく、動物が被る苦痛が少ない方法を採用すべきである。
- 11、絶食や絶水を行う実験は短時間にすべきであり、動物の健康状態に大きな影響を与えないよう充分配慮する。
- 12、苦痛や病的な影響をきたすような長時間の物理的な保定は、代替できる実験手技がない場合にのみ行う。
- 13、重度の苦痛を伴う実験処置を繰り返し行ってはならない。
- 14、不必要な繁殖を行ってはならない。
- 15、適正な飼育環境が維持できない場所で動物を飼育してはならない。
- 16、実験が終了した動物は、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」に定める処置により速やかに安楽死処分し、又は適切に飼育する。